

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター

(目的)

第1条 本手順書は、独立行政法人国立病院機構旭川医療センター治験審査委員会(以下「治験審査委員会」という。)における、電子フォーマットの審議資料(以下「電子資料」という。)での運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 治験審査委員会審議に使用する電子資料は、見読性に十分留意する。
- 2 保存義務のある情報の保存については、企業主導治験に係る業務手順書に則り適切に保存し、保管資料は電子資料と同一内容の紙資料とする。
- 3 治験審査委員会における電子資料の利用にあたっては、守秘義務を遵守し、治験依頼者 (治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。)、医師主導治験における治験責任医 師(以下「治験依頼者等」という。)、及び個人の情報を保護する。
- 4 治験審査委員会における電子資料の利用については、電子資料管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。
- 5 管理責任者は、電子資料運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、運用責任者 は治験主任とする。
- 6 電子資料の運用の担当者(以下「担当者」という。)は、治験管理室事務局員とする。

(管理責任者)

- 第3条 管理責任者は、薬剤部長とする。
- 2 管理責任者は、治験審査委員会審議に使用する電子資料の管理・運用を統括する。

(運用責任者)

- 第4条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 治験依頼者から審査に必要な電子資料を受領する。
 - (2) 受領した電子資料については漏洩等がないよう適切に保管する。
- (3) 治験審査委員会審議において電子資料を利用し、運用上問題が生じた場合は、速やかに管理責任者に報告する。
- (4) 治験審査委員会の電子資料の運用にあたり、機器の配置及び利用について決定する。
- (5) 担当者または治験審査委員会委員に対して、電子資料を用いた審議の運用に必要な 知識及び技能を周知する。
- (6) 外部システムとのデータの連携が必要な場合は、管理責任者の承認を得る。
- (7) 電子資料を管理する端末には、コンピューター・ウイルス及び不正アクセスに対するセキュリティーソフト等をインストールするなどの手段を講じる。

(管理体制)

第5条 治験依頼者から受領した電子資料は、管理責任者が運用責任者に管理させる。

(担当者の責務)

- 第6条 運用責任者から、本手順書及びセキュリティー等の確保について説明を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する説明を理解し、遵守しなければならない。
- 2 本手順書第4条に定める運用責任者の業務を補助する。
- 3 安全性等の問題点を発見した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。

(治験審査委員会委員への電子資料の提供について)

- 第7条 治験審査委員会委員への電子資料の提供方法は、電子資料の閲覧に供する端末が提供される。なお、治験審査委員会の開催から1週間前に配布する資料は閲覧に供する端末又はCD-R等、若しくは電子資料運用責任者が指定した方法で行う。
- 2 運用責任者は、治験審査委員会委員に対して、提供する電子資料及び電子資料の閲覧に 供する端末の取り扱いについて十分な説明を行う。また、治験審査委員会委員は、「電子 資料の閲覧に供する端末の利用についての取り決め」に従うこと。

(電子資料の取り扱いについて)

- 第8条 電子資料の閲覧に供する端末の設定は、「電子資料の閲覧に供する端末の設定についての取り決め」のとおりに行う。
- 2 電子資料のフォーマットは、「電子資料のフォーマット等について」のとおりとする。

(雑則)

第9条 電子資料の運用及び安全性の確保については、管理責任者が必要に応じ定める。

附則

本手順書は平成30年 2月 1日から実施する。